

# 要 請 書

平成 21 年 8 月 20 日

〒242-0021 神奈川県大和市中央 2 丁目 1 番 15 号  
パークロード大和ビル 5 階 大和法律事務所気付  
電話 046-263-0130 f a x 046-263-0375

日 本 脱 カ ル ト 協 会  
代表理事 楠 山 泰 道  
(事務局滝本太郎)

〒150-8001 渋谷区神南二丁目 2 - 1

日 本 放 送 協 会 御中  
経営委員会委員長 小丸成洋 殿  
会 長 福地茂雄 殿

〒020-8555 岩手県盛岡市上田 4 - 1 - 3

盛 岡 放 送 局 御中

〒107-8601 港区南青山 1 - 1 - 1

新青山ビル西館 4 階  
株式会社エヌエイチケイ文化センター 御中  
代表取締役社長 出田幸彦 殿

## 記

貴協会また貴社は、その盛岡教室の下記ホームページによれば、この 7 月 10 日から 9 月 25 日までの計 6 回、受講料 11,340 円にて、浄土真宗親鸞会布教使谷川秀大氏を講師とする「歎異抄に学ぶ」なる講座を開設しているところ、当会は、このことについて次の通り要請いたします。

急ぎご検討の上ご返事をいただきたくお願い申し上げます。

[http://www.nhk-cul.co.jp/programs/program\\_510404.html](http://www.nhk-cul.co.jp/programs/program_510404.html)

## 要 請 の 趣 旨

上記講座を直ちに中止され、かつ受講した方々に対して講師が所属する浄土真宗親鸞会は浄土真宗とは別のものであり、大学各所において真の団体名を名乗らず偽りの名前のサークル名で勧誘をしているなどとして批判がある団体であることを伝えられるよう、また今後、宗教団体の勧誘にわたる危険性のある講師を採用しないよう要請します。

## 要 請 の 理 由

- 1 当会は、平成7年11月設立、社会心理学者、聖職者、臨床心理士、弁護士、精神科医、宗教社会学者及びカウンセラーそして「議論ある団体」の元メンバーや家族等から構成されているネットワークです。現在の会員数は170名ほどです。

当会の目的は、破壊的カルトの諸問題、カルトに関わる個人および家族へのカウンセリング経験についての交流およびカルト予防策や社会復帰策等の研究をおこない、その成果を発展・普及させることにあります。これまでの間、会報を発行する、講座開設、諸外国の類似団体と年1回交流を重ねるなどしています。

当会では「こんな勧誘にご用心」というパンフレットを発行して大学などに毎年3 - 4万枚普及させ、冊子「こころの健康づくりハンドブック」は精神科医などに3200冊ほど、カルト予防ビデオDVD「幻想のかなたに」は1700本ほど、家族用のビデオ「家族がカルトに入ったとき」は640本を普及させ、本年2月には書籍「カルトからの脱会と回復のための手引き」を発刊しています。

当会は、平成12年以降、国の諸機関に面談し、カルト問題に関してさまざまな要請をし、一部情報交換もしています。

- 2 さて、貴法人らは、放送法上の放送事業者として意見が対立している問題についてはできるだけ多くの角度から論点を明らかにすることを要請されているのみならず、国民の受信料収入を基盤としている特殊法人、またその関連会社として、公共の福祉のために業務を行うことを要請され、かつ「文化水準の向上」を要請されているという公共性の極めて高い法人及び関連会社であります。

貴社は、貴協会の関連会社であって、「NHKの放送事業で培った豊富な文化情報と人脈を活かし、一流の講師による新鮮で魅力ある講座を多彩にラインナップして、皆さまのご期待に応えていきます。」として全国各地で文化センターとして講座を開設しているものです。以下、併せて「貴協会ら」と言います。

貴協会らは、上記の性質から、宗教についても中立性が要請されており、その放送ないし講演によって、宗教関係者による勧誘にわたるもの、また勧誘にわたる虞のあるものは到底許されず、宗教関係の事柄も教養を伝える範疇の限りで許されるものと確信します。

3 ところで、「浄土真宗親鸞会」は伝統宗教でもある浄土真宗の一部門ではなく一宗教団体で、その指導者の言のみが正しいとする排他的な団体であるのみならず、重要なことには大学生へのダミーサークルを使った勧誘を数十年前からしており、一旦入信した場合、これに熱中して学業をおろそかにしてしまうという相談が後を絶たず、メンバーとなった者が燃え尽きるなどして脱会するにも叩き込まれた「地獄」の教えから容易になしえないという状況にあり、当協会会員らにも次々と相談があるものです。このことは、同団体に関しての書籍やインターネット情報により容易に知りえるものです。

4 しかるに、冒書の盛岡教室の講座は、内容が親鸞の「歎異抄」という同宗教団体の教義の本質にかかわるものであるのみならず、講師が明白にその布教を役目とする「布教使」でありますから、上記の宗教の中立性に関する規範に違反する虞があります。

これらに加えて、持ち物として購入持参を推奨されているのも同宗教団体の代表高森顕徹氏著、同教団の関連出版社である一万堂出版の「歎異抄をひらく」というのですから、同教団への勧誘がなされる蓋然性があります。

また、上記講座が権威ある貴協会ら主催による「一流の講師による新鮮で魅力ある講座」として紹介されていることから、上記の通り問題点を批判されている同教団に対して、貴協会らが「お墨付き」すなわちその正当性を付与することとなるから、同教団を援助する結果ともなり得ます。

5 つきましては、上申の趣旨記載の通り、上記講座を直ちに中止されたく要請します。そして、受講した方々に対しては貴協会らを与えてしまった影響力を払拭すべく、講師が所属する浄土真宗親鸞会は浄土真宗とは別のものであり、大学各所において真の団体名を名乗らず偽りの名前のサークル名で勧誘をしているなどとして批判がある団体であることを伝えられたい。

もとより、今後、宗教団体の勧誘にわたる危険性のある講師を採用しないよう要請します。

以上の通り要請します。重大かつ緊急なことから、直ちに対処され、また返答を頂きたくお願いいたします。

以 上